

2020年8月17日

地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼に係る申請手順

STEP1：申請条件の確認

研修施設調整の申請にあたり、要件を満たしていることを確認する。

- ・研修希望者の要件と勤務先の要件の双方を満たしていることが必要です。
(規程第4条・6条、細則第1条・7条・13条)

STEP2：研修希望施設の決定

研修施設名簿（基幹研修施設）を確認し、第一希望から第三希望までの研修施設を選択する。

- ・勤務先の薬局と同一都道府県内の基幹研修施設のみが対象となります。
- ・「2021年度研修受け入れ」に○印のある施設から選択してください。
地域薬学ケア専門薬剤師と地域薬学ケア専門薬剤師（がん）では、研修対象施設が異なりますので、必ず該当する欄を確認いただくようご注意ください。

STEP3：研修申込料の支払い 【振込期限：2020年9月2日（水）付まで】

研修申込料（3,300円・税込）を日本医療薬学会へ支払う（振込み）。

- ・申請時に必要となりますので、振込明細書の控え（又は振込の事実がわかるもの）の画像ファイル（PDF又はJPEG等）を保管してください。

STEP4：申請様式への記入・整備

「地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼書」に必要事項を記載する。

- ・記入後、同ファイルならびに振込明細書（又は振込の事実がわかるもの）の名称を整備してください。

STEP5：書類の提出 【申請受付期限：2020年9月7日（月）】

STEP4で記入・整備した依頼書及び振込掲明細のデータファイルを添付の上、期限迄に電子メールにて提出する。

- ・宛先は、日本医療薬学会と都道府県薬剤師会の両方に送ってください。

※調整結果のお知らせ

9月下旬～10月上旬頃（見込み）に、都道府県薬剤師会より電子メール（ならびに添付の書面）にて通知されます。なお、調整の結果、ご希望に沿えず研修施設が決定できない場合もございますのでご承知おきください。